瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律案要綱

第一 目的

この 法律の目的に、 生物の多様性及び生産性の確保のための栄養塩類の管理に関し特別の措置を講ずる

ことにより、 瀬 戸 内 海 0) 環境  $\mathcal{O}$ 保全を図ることを追加すること。

(第一条関係

第二 瀬 戸 内 海  $\mathcal{O}$ 環 境  $\mathcal{O}$ 保 全 に 関 する 基 本 理 念

この 法 律 .. (T) 基 本理念に、 瀬 戸 内海  $\mathcal{O}$ 環境 の保全は、 気候変動による水温 の上昇その他の 環境 0) 影響が

瀬 芦内 海においても生じていること及びこれが長期にわたり継続するおそれがあることも踏まえて行 わな

ければならないことを追加すること。

(第二条の二第一項関係

第三 汚濁 負 荷 量  $\mathcal{O}$ 総 量  $\mathcal{O}$ 削 減 に 係 る規 定  $\mathcal{O}$ 削 除

瀬 戸 内 海 における化学的 酸素要求 量に係る水質の汚濁 の防 止を図るため、 第五条第一 項に規定する区域

に ついて、 化学: 的 酸素要求量で表示 した汚濁負荷 量 の総 量  $\mathcal{O}$ 削 減に 関する水質汚濁防 止 法 (昭 和 匹 十 五 年

法 律第百三十八号) 第四 \_ 条 の 二 第 項  $\mathcal{O}$ 総 量 削 減 基本: 方針 を定め Ś もの とする規 定並 び に **当** 該 総 量 削 減 基

本方針及びこれに基づく汚濁 負荷 量  $\mathcal{O}$ 総量  $\mathcal{O}$ 削 減に関い する水質汚濁 防止法  $\mathcal{O}$ 規定 の適 用 に つい 7  $\mathcal{O}$ 読 み替

え規定について、削除すること。

、旧第十二条の三関係

第四 指定物質削減指導方針

環境大臣は、 瀬戸内海 の富栄養化による生活環境に係る被害の発生を防止するため必要があると認める

ときは、 関係府県知事に対し、 第五条第一項に規定する区域にお *(* ) て公共用水域に排出される富栄養 化に

よる生活 .環境 に係 る被 害を生ず るおそ ħ が あ るも のとして政令で定め る物質 ( 以 下 「指定物質」 とい う。

0 削減に関し、 政令で定めるところにより、 削減 の目標、 目標年度その他必要な事項を示して、 指定物

質削減指 導方針を定めるべきことを指示することができるものとすること。 (第十二条の三第一項関係)

第五 栄養塩類管理計画の策定

関 係 府 県 知 事 は、 単 独 で 又は共同 して、 次に掲げる区域について、 栄養塩! 類 (窒素及びそ  $\mathcal{O}$ 化合 物並

びに燐及びその化合物をいう。 以下同じ。)を適切に増加させるための海域における栄養塩 類の 没入、

工場又は 事業場に おける汚水等の処理の方法の変更その他の措置 ( 以 下 「栄養塩類増 加措置」 という。

0) 計 画的 な実施に関する計画 (以 下 「栄養塩類管理計 画 という。)を定めることができるものとす

ること。

1 前 二節に規定する措置 . (T) みによっては生物 の多様 性及び生産 性  $\mathcal{O}$ 確 保が 困 難 であ ŋ 栄養 塩 類 増 加

措 置 0) 実 施 が 必要と認められる瀬 戸内 海 の海域 ( 以 下 「対象海 域」という。)

として栄養塩 類増加措置を実施することが相当と認められる瀬戸内海 の海域及び 陸域 (当該: 府県 の区

象海域における潮流その他の自然的条件及び排出水の排出の状況に照らして当該対象海域と一

体

域内 に限る。 2

対

第十二条の 六六第 項 舅 係

栄養塩類管 理計 画 においては、 次に掲げる事項を定めるものとすること。

1 栄養塩類管理 計 画 の区域 ( 以 下 「計画区域」という。)

2 対 象海 域にお , , て栄養 塩 類増 加措置  $\mathcal{O}$ 対象とする物質及び当該物質に係る水質  $\widehat{\mathcal{O}}$ 目 I標値

3 栄 養 塩 類 増 加 措 置 を実 施 元する 者  $\mathcal{O}$ 氏 名又は 名称並 びに その実施 湯斯 (工場又は事 業場 に あ っては

そ の名称及び所在地) 及び実施方法

4 2 0 目 標値 に 関 する測定の地点、 方法及び頻度

5 4 に 規 定する 測 定 の結果に基づく対 象 海 域  $\widehat{\mathcal{O}}$ 水質 の状 況に つい ての調 査、 分析 及び評り 価  $\mathcal{O}$ 方法

6 その 他栄養塩 類増加措 置の計 画的な実施 に関 し必要な事 項

(第十二条の六第二 一項関 係

三 栄養塩 類管理: 計 画 上は、 基本計 画及び当該府県 知 事が定め た府県計 画に即するとともに、 他 の法 律  $\bigcirc$ 規

定による環境の保全に関する計画との 調和が保たれたものでなければならないものとすること。

(第十二条の六第三項関係)

匹 <u>ー</u>の 2 の )目標値: は、 環境基本法 (平成五年法律第九十一号) 第十六条第一項の規定による水質の 汚濁

に係る る環境上 の条件に つい て 0 基準  $\bigcirc$ 範 囲内 に お いて定め なけ ればなら ない ŧ のとすること。

(第十二条の六第四項関係)

関係府県知事は、 栄養塩類管理計画を定めようとするときは、 栄養塩類増加措置が環境に及ぼす影響

五.

について、調査、予測及び評価を行うものとすること。

(第十二条の六第五項関係

六 関係 府 県 知 事 は、 栄養: 塩 類管理計 画 を定めようとするときは、 あらかじめ、 計画 区 域 內 に お 1 て特定

施設を設置する工場又は事業場の設置者、 住民その他の関係者の意見を聴くとともに、 当該栄養塩類管

理計画に記載しようとする栄養塩類増加措置を実施する者に協議しなければならないものとすること。

(第十二条の六第六項関係)

七 関係 府県知事は、 栄養塩 類管理計画を定めようとするときは、 あらかじめ、 計画区域における栄養塩

類 増 加措 置 匠の実施 に関 し環境保全上関係 がある他 の関係府県の知 事 及び市 町 対の長 の意見を聴くととも

に、環境大臣に協議しなければならないものとすること。

(第十二条の六第七項関係

八 環境大臣は、 七の規定による協議を受けたときは、 関係行政機関の長に協議しなければならないもの

とすること。

(第十二条の六第八項関係

九 関係 府県知 事 は、 栄養塩 類管理計画を定めたときは、 環境省令で定めるところにより、 遅 滞 なく、 そ

 $\mathcal{O}$ 旨を公告するとともに、 環境大臣に報告し、 かつ、七に規定する他の関係府県の 知事及び 市 町村 の長

に通知しなければならないものとすること。

(第十二条の六第九項関係)

第六 栄養塩類管理計画の変更

栄養 塩 類管 理計 画 [を定め た府県 知事 は、 定期的に、 計 画 区域における公共用水域 の水質 の状況に つい

て、 調査、 分析及び評価を行い、 必要があると認めるときは、 当該栄養塩類管理計画を変更するものと

すること。

(第十二条の七第一項関係)

栄養塩 類管理計 画を定めた府県知事 は、 当該栄養塩 類管理計 画を変更しようとするときは 当該栄養

塩類管 理 計画に記載された栄養塩類増加措置を実施する者に協議しなければならないものとすること。

## 、第十二条の七第二 項 関 係

三 第五 の三から九までの規定は、 栄養塩類管理 計 画 [の変更 (第五の五から八までの規定につ ١ ر 7 は 環

境省令で定める軽微な変更を除く。)につい て準用するものとすること。 (第十二条の七第三項関係

## 第七 特定 施設の構造等 の変更の 特例

栄養 塩 類 管 理 計 画 に お 1 て栄養 塩 類 増加 措置 の実施場所として定められ た工場又は 事 業場 (以下 計 画

事業場」という。 から公共用水域に水を排出する者 (第五条第 項の許可を受けた者に限る。) が、 当

該 計画事業場に係る同条第二項第四号から第七号までに掲げる事項の変更について第八条第一項の規定に

よる許可 は、 同条第三 可を受けようとする場合にお 項におい て準用する第五条第三項 いて、 当該 から第七項までの 変更が当該栄養塩 規定は、 類管理計 適用し 画 に 記載されたも ない ものとすること。 のであるとき

(第十二条の八関 (係)

## 第八 水質汚濁防止法 の特例

指 定 地 域 内 計 画 事 業場 (水質汚濁防 止 法第四 1条の五流 第 項に 規定する指 定 地 域 内 事 業場 で ある計 画 事

業場をいう。 二において同じ。 )についての同法第八条の二、 第十二条の二及び第十三条第三項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定

の適用について、 総量規制 基準に係る読み替えを規定すること。

(第十二条の九第一項関係

栄養塩! 類管 理計 画 の変更により 指定地 域内計画 事業場でなくなった水質汚濁防 止法第四 条  $\dot{O}$ 五第 項

に規定する指定地域内事業場についての同法第十二条の二及び第十三条第三項の規定の適用について、

総量規制基準に係る読み替えを規定すること。

(第十二条の九第二項関係)

第九 関係府県知事等の協力

関係府 県知事 は 栄養塩類管理計 画の策定及び実施に関して必要があると認めるときは、 他 の関係府県

 $\mathcal{O}$ 知事又は市 町村の長に対し、 必要な協力を求めることができるものとすること。 (第十二条の十関係)

第十 関係者の協力

栄養 塩 類 管 理 計 画 を定めた府県知事及び当該栄養塩類管理計 画に記載され た栄養塩 類 《増加措] 見を実: 施 す

る者は、 当該栄養塩 類管理 計 画  $\mathcal{O}$ 実施に関し、 相互に連携を図りながら協力しなければならないものとす

ること。

(第十二条の十一関係)

第十一 科学的知見の充実のための措置

玉 は、 瀬戸内海における生物の多様性及び生産性の確保のための栄養塩類の管理に関する科学的知見の

充実を図るため、 これに関する情報 の収集、 整理及び分析並びに研究の推 進に努めるものとすること。

(第十二条の十二関係)

自然海浜保全地区の指定

関係府県は、 条例で定めるところにより、 瀬戸内海の海浜地及びこれに面する海面のうち次に該当する

区域を自 然海 浜保全地区として指定することができるものとすること。

1 水際線付近又はその水深がおおむね二十メートルを超えない海域において砂浜、 干潟、 岩礁その他

(以下「砂浜等」という。) の状態が維持されているもの

再生され、 又は 砂 浜等が新たに創出されたものを含む。)

これらに類する自然

2 海 水浴、 潮干狩りその 他これらに類する用に公衆に利用されており、 将来にわたってそ の利 用 が行

わ れることが適当であると認められるもの

(第十二条の十三関係)

漂流ごみ等の除去等

玉 及び 地 方公共団 体 は 瀬 戸 内海 の海域等において、 漂流 Ļ その海底に存し、 海岸に漂着 į 又は海

岸に散乱しているごみその他の汚物又は不要物 (以下「漂流ごみ等」という。) に起因する瀬戸内海 0 環

(損なわれた砂浜等が

境の保全上の支障を防止するため、 国と地方公共団体及び地方公共団体相 互間の連携の下に、 漂流ごみ等

 $\mathcal{O}$ 除去、 発生の抑制その他の必要な措置を講ずるように努めるものとすること。 (第十六条の二関係)

第十四 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

第十五 施行期日等

この法律は、 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

ただし、二の規定は、公布の日から施行すること。

(附則第一項関係)

この法律 の施行に伴い必要な経過措置は、 政令で定めるものとすること。

(附則第二項関係)

政府 は、 この 法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の 施行  $\mathcal{O}$ 状況

三

について検討を加え、 必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする

کے

(附則第三項関係)